平成２１年（フ）第１１５８号
兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目11番10号
債務者　土井久美子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７号
兵庫県尼崎市高田町15番15号
債務者　松本勝子こと　趙　　勝子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９０１号
北九州市若松区迫田町３番29号
債務者　田中　幸一
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４２２号
北九州市小倉南区上吉田２丁目２番７号201
債務者　呰上　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４５２号
北九州市小倉北区神幸町２番５号
債務者　渡邊　吉哉
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４８０号
北九州市門司区錦町８番１号
債務者　佐伯　忠夫
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１号
北九州市小倉北区萩崎町５番25―505号
債務者　中村寿和子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１７号
北九州市若松区原町12番２―42号
債務者　市成　利美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２０号
福岡県遠賀郡水巻町吉田西２丁目１番１号
旭コーポ202号
債務者　髙木　正治
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３４号
北九州市小倉南区田原新町１丁目１番２号
債務者　稲吉　孝子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３９号
北九州市小倉南区大字母原11番地６
債務者　出羽谷佳恵（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７号
福島県須賀川市緑町114番地５
債務者　長谷部美加
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第９号
福島県本宮市糠沢字光が丘２番地16
債務者　國分　博仁
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
福島県本宮市糠沢字光が丘２番地16
債務者　國分　幸子（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４号
福島県白河市東深仁井田字天上林68番地　高橋アパート105号
債務者　佐藤　治美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１３１９号
兵庫県三田市つつじが丘北２丁目24番地３
債務者　中山　曜子（旧姓長榮）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６７０号
神戸市中央区布引町３丁目２番１―406号
債務者　渡邊　理英
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７４３号
神戸市北区藤原台中町４丁目12番３号
債務者　香西　周子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部